松村義也



写真 1 大久保番所の置かれた河原。安政 3 年に上方「しぶき荘」位置に移す。



写真2 代々川奉行を勤めた中村家。

目 次

(4) 通船と木品改め 26	(3) 大久保番所の景観 22	(2) 川下げ証文と材木改め19	(1) 御番所定書 18	三、大久保番所の運営 18	(4) 中村道民の事績 16	(3) 正徳三年起請文 15	(2) 元禄三年幕府代官の伺書13	(1) 天和三年川下げ証文1	二、材木改め役中村家1		(3) 番所材木改め役 10	(2) 大久保番所設置 9	(1) 材木川下げ初め 7	一、大久保番所の設置 7		はじめに 7
				駒ヶ根市東伊那大久保	資料提供 中 村 家	駒ケ根市下平一一五	写真提供 下村幸雄 氏			おわりに 49		五、〈資料〉川下げ証文 35		(2) 安政四年桧川下げ一件	(1) 嘉永七年栗材川下げ一件 30	四、神林村野口庄三郎川下げ一件 30

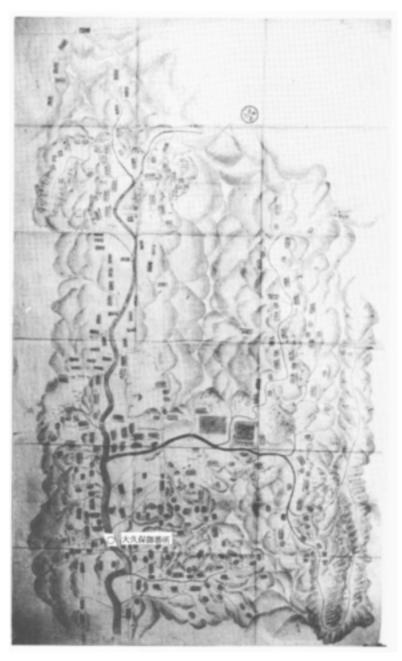


図1 高遠藩領絵図(中村家所蔵)



図2 前頁部分拡大図(柱は高遠領分杭)

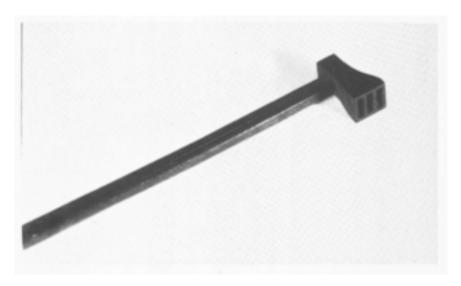


写真3 大久保番所木改め刻印

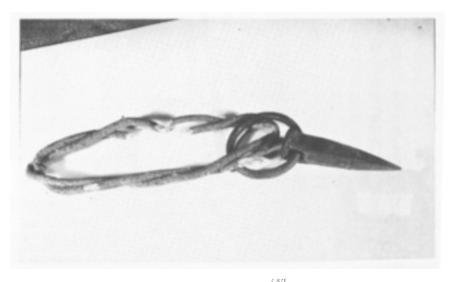


写真4 筏に使用した楔



写真 5 「尾州藩公任天龍川見附番所跡」標札(しぶき荘所蔵)。 慶応 4 年に旧幕府直轄領が尾州預かりとなる。その当時掲げたものであろう。

はじめに

大久保番所というのは、江戸時代に高遠藩が天竜川を川大久保番所というのは、江戸時代に高遠藩が、電が、当初は天竜川の中州に建てられていた。久保)に置かれ、当初は天竜川の中州に建てられていた。なお、「尾州藩公任天龍川見附番所跡」の表札(扉写真)もなお、「尾州藩公任天龍川見附番所跡」の表札(扉写真)もなお、「尾州藩公任天龍川見附番所跡」の表札(扉写真)もない。「原本は、江戸時代に高遠藩が天竜川を川大久保番所というのは、江戸時代に高遠藩が天竜川を川大久保番所というのは、江戸時代に高遠藩が天竜川を川大久保番所といる。

大久保番所の材木川下げ改め役を代々勤めたのは、大久

示されている。 示されている。 示されている。 示されている。 が関係材の旧家中村家である。川奉行の名で呼ばれ、代々中村保村の旧家中村家である。川奉行の名で呼ばれ、代々中村保村の旧家中村家である。川奉行の名で呼ばれ、代々中村保村の旧家中村家である。川奉行の名で呼ばれ、代々中村保村の旧家中村家である。川奉行の名で呼ばれ、代々中村に対している。

るからである。

をはじめ、大久保番所にかかわる文書類が所蔵されており、(一八七○)に至る一三○通余の材木川下げ証文(手形)現在中村家には、天和三年(一六八三)より明治三年

これら諸資料は、天竜川上流域の運材史を知る貴重な資料

である。

収載している。高遠藩林政史や天竜川運材史の研究は、氏た氏の著書『信州伊那社会史』に「天竜川上流運材史」を手掛け、郷土研究誌『伊那路』に論稿を発表しており、ま同家の資料は、すでに郷土史の先学宮下一郎氏がこれを

が最も意を注いだ分野であった。

るようにした。証文そのものが、運材史を有力に語っていまた、資料として「川下げ証文」を紙数の許す範囲で載せが語る天竜川大久保番所」としてまとめてみた。文書はが語る天竜川大久保番所」としてまとめてみた。文書はが語るで、語りつぐ天竜川」シリーズに大久保番所を加え

、大久保番所の設置

(1) 材木川下げ初め

大久保番所がどのような経緯で設置されたのか、「材木川

下げ改め御番所記録之写 中村新六(藤原俊明)」によって

みていくことにする。 同記録を書いた中村新六は、明治四年(一八七一)に番

る「起請文」の最後に中村六蔵と記載された人で、嘉永元 所が廃止となる最後の川奉行を勤めた当主である。 後述す

年(一八四八)九月七日に改め役を継いでいる。

所記録」と略記する。 (以下、「材木川下げ改め御番所記録之写」の引用は

i 「番

人物である。

その内の三十両は隣接する近藤領にて受け取っている

(「上穂村小林文書」)。このように、運材史に登場してくる

入野谷材木下り初め

を取り戻すことができたと伝え聞いている。」(「番所記録」) の一本が江戸表へ吹き流れ寄り、これにて幸運にも原木代 まった。三吉はやむなく江戸へ帰っていたところ、末口も ころが満水(洪水)に出会い、材木を残らず押し流してし 良材を求め、これを伐って管流しにして川下げをした。 「江戸表より三吉と申す者が参り、非持村・勝間辺にて 논

あり、 による川下げ以前の話として、三吉なる江戸の材木商が、 長さ四間以上、末口の径一・五尺以上の丸太材をいう。筏 管流ししたのは三峰川である。末口物というのは、

入野谷郷は、現在の長谷村と高遠町を含む地域の呼称で

初めて末口物を入野谷より管流ししたという。 を一本ずつ流し送る流材方法を管流しといった。 谷川に木材

ところで三吉なる人物であるが、江戸深川の町木師

高遠領大田切山北御所へ運上金を納めて立ち入っており 木商)紀伊国屋三吉であることが、「天竜川上流運材史」 に書かれている。同人は、寛文一二年(一六七二)九月、

のうちの一本が天竜川を流れ下り、海を漂流して江戸に流 洪水に遭って残らず押し流されてしまった。ところが、そ ここでは、三吉が入野谷で得た良材を管流ししたところ、

すことができた。これが入野谷材木川下げの初めであると、 その言い伝えを書いている。 れ着いた。幸運にもそれが高値に売れて、原木代を取り戻

それより筏も追々繁昌するようになった。」(「番所記録」) そして、筏三艘を仕立て、それに中乗りして下げ川をし、 川筋を見立てながら筏の乗り手を連れて上流へやってきた。 「その後、遠州(静岡県)より戸谷平左衛門という者が、

谷平左衛門の名を挙げている。 ЛĪ 上流における筏川下げの始まりとして、 遠州掛塚湊の材木商戸谷平 遠州の戸

北御所より数年間、 延宝二年(一六七四) 左衛門も、 天竜川運材の歴史に登場してくる人物である。 高遠藩の御林の材木を伐り出している には宮田村大田切入りの、 中御 所

(「天竜川上流運材史」)。

伊那郡宮所村 五七)のころ、 、へ回送したことが書かれている。 参考までに『松本市史』には、 (現辰野町)へ運び、天竜川を筏で下して江 梓川谷の板子を松本市堀米の集積渡場から、 承応・明暦(一六五二~

ある。

(2)

大久保番所設置

筏を組むとき、 になり、 奉行並びに御目付様二人、 三~元禄二年:一六三六~一六八九)御代官材木御改めの 前同様に御出役になられ、 あったのは、殿島渡場であった。材木御改めのときは、 その節、 木品の検印を済ませてお帰りになられる。その後 鳥居様(高遠藩主、忠春・忠則二代、寛永 またまた右の御奉行様並びに外の御役人が 材木の寸間や木数を御改めの上、 御郡代御二人が御下役をお連れ 御

> そのとき直ちに御分一金 ようにした。」(「番所記録 大久保番所設置以前に材木改めを行ったのは、三 (運上金) の勘定があり、 峰 納 いめる Ĵij

文化八年(一八一一)に木流しが減り、木挺場使用に終止 天竜川の合流点である殿島渡場 た。殿島渡場は、高遠藩の鳥居時代から内藤時代にかけて、 (現伊那市東春近)であ

符が打たれるまで存続を見たようである。 次は、『東春近村誌』に書かれている殿島渡場の様子で

六の管理する川目付番所で検印を受け、遠く掛塚港に下し、 陸上げをされた。やがて水量の適当になる時機を計って筏 第に増加し、(三峰川上流域の木材が)盛んに伐採される に組み天竜川に押し流した。大久保村に設けられた中村新 至ると木川に流し込み、茱萸島の木挺場という場所で一旦 ようになった。この木材は三峰川を川下げして、殿島村 (木川と木挺場) 「元禄の時代ごろより木材の需要が次

な大都市で大きな工事があるときは、 の使用料は金三 み置場であり、三殿島(上・中・下殿島)の共有地で、そ 木挺場は一町七反三畝一○歩の芝生地で、木材の一時積 両であった。 江戸や尾州や京・大坂の 三峰川上流域の山林

ここから海運により江戸・大坂などへ輸送した。

木挺場で組まれた筏の構造は、木材の種類により多少異士も集まってきて、宿屋や売店もできるほどにぎわった。の伐採、木材の川下げが盛んになり、木曽川・富士川の筏

れに従ってその組んだ材木が右に出たり、また左に突き出れに従ってその組んだ材木が右に出たり、また左に突き出ならば一九本、青木ならば二〇本程度で、多い筏になるとこ五本から三〇本くらいになった。これら材木を藤蔓で編出が、なかなか手心が必要であり、しまりすぎても緩すぎむが、なかなか手心が必要であり、しまりすぎても緩すぎむが、なかなか手心が必要であり、しまりすぎても緩すぎないけない、伸縮自在という程度に組み上げる。水の流れに従ってその組んだ材木が右に出たり、また左に突き出れに従ってその組んだ材木が右に出たり、また左に突き出れに従ってその組んだ材木が右に出たり、また左に突き出れに従ってその組んだ材木が右に出たり、また左に突き出れに従って、多いでは、大きないの黒木は一丈五尺に伐り、なるが、松・樅・栂・黒松などの黒木は一丈五尺に伐り、なるが、大きない。

という。」といい、舳のりの方が練達した技術を要したを「艫のり」といい、舳のりの方が練達した技術を要したこの筏は二人で操縦し、先のものを「舳のり」、後のもの程は杉・桧などで作り、一九尺の長さにしたといわれる。

や岩の間は乗り切れなかった。る、長方形の筏が菱形に変わる。

旨をお願いしたところ、お聞き済みいただいた。大久保村共より筏改めの御番所を見立て、そこで御改めを請けたい「右の御改めが余り大層(大げさの意味)なので、木師

所を建てられた。」(「番所記録」)
も出来、好都合の場所と御評定も決まり、大久保村に御番り、ここへ御番所を設置すれば、夜の乗り逃げなどの監視は御領分の堺目であり、材木川下げの節御改めに最適であ

いうべき最適の位置にあった。り川下げする材木改めの場所として、大久保は扇の要ともて、幕府直轄領である赤須村に隣接していた。高遠藩領よ南端の中沢郷に属し、天竜川・大田切川を境に御分杭を立南端の中沢郷に属し、天竜川・大田切川を境に御分杭を立

(3) 番所材木改め役

それでなければ、

狭い

瀬

同心衆二人が中間二人を連れてきて改めを行うようにした。」た。ところがこれもまた余り大層ということで、その後は衛門様であった。下役二人、中間を連れてきて改めを行っ「その時、材木改め御奉行は、御知行五拾石の増田甚左

同心衆の御宛行御扶持は二十八俵であった。

右、

その

(「番所記録」)

え、新六に申し付けるが最適ということで、それより相勤得ており、ことに大久保村は天竜川筋、御番所元であるゆうことで、新六は原河藤内に数年付いて材木改めの要領を鉄砲を備えて勤められた。しかるに、これも余り大層とい鉄砲を備えて勤められた。しかるに、これも余り大層とい節、御番所に三つ道具(突棒・刺叉・袖搦み)・御幕・弓・節、御番所に三つ道具(突棒・刺叉・袖搦み)・御幕・弓・

られることになった。」(「番所記録」)
られることになった。新六については壱人役にて、御用の節は御会所へ参上し、御用を仰せ付けせ付けられ、御用の節は御会所へ参上し、御用を仰せ付けせ付けられ、御用の節は御会所へ参上し、御用を仰せ付けられ、御用の節は御会所へ参上し、御用を仰せ付けられることになった。新六については壱人役にて、御用の節めるようになった。新六については壱人役にて、御用の節めるようになった。」(「番所記録」)

を差し向けられということも別段なかった。」(「番所記録」)所を御目代(目付)に仰せ付けられ、新六壱人役にて仲間「この節は、別段上役も置かず、御郡代・御目付衆御両

夜の用心としてそのまま差し置かれた。これは陸地とは違「三つ道具・御幕・弓・鉄炮については、朝暮の出入り、

ることができないからである。」(「番所記録」)い乗り逃げなどのあった場合、鉄炮がなくては取り押さえ

*

所持するようになった。」(「番所記録」)「鳥居様御所替わりの節も、鉄炮壱挺お願い申し上げて、

改めに経験のある中村新六を木改め役に任じた経緯である。以上見てきたのが、大久保の地を番所位置と定め、材木

二、材木改め役中村家

(1)

天和三年川下げ証文

前期に当たり、高遠藩鳥居氏(二代忠則)の年代である。三年(一六八三)の二通である。天和三年というと江戸時代家に残る川下げ証文のうち最も年代のさかのぼるのは、天和大久保番所の材木改めがいつの年代から行われたか、中村

* *

三峰川山より出し申す樅材木之事



図1 天和3年材木川下げ証文

中村新六郎殿

材木に御座候間、其元改め御通しなさるべく候 此の如くに御座候 一、三本 、拾五本 是は亥の正月七日の大手形千本の内、藤沢十右衛門 、 三 本 **、** 壱本 大久保御番所 本数合 五拾六本 、
弐本 、拾四本 、拾弐本 天和三年 外ニ梶木八丁 亥二月六日 小道具拾四本 以上 尺壱寸角 壱尺角 九寸角 筏弐艘分 八寸角 尺五寸ニ壱尺 尺六寸ニ□□ 小出村八兵衛 のりて伝三郎 安田左野右衛門 赤坂平右衛門 其の為 印 印

(破損)

一、九本 長 同 八寸角

、拾七本 九寸角

あろう。

初めの証文(手形)の中村新六郎は、中村新六の間違いで

天和三年は、今(平成六年)から三一一年前に当たる。

、拾八本

壱尺角

、拾四本 11 壱尺壱寸角

改め」として赤坂平右衛門

(米弐拾弐俵、弐人扶持)、安 弐人扶持)が載っている。

元禄元年(一六八八)の「鳥居家分限帳」には、「材木

田佐野右衛門(米弐拾三俵、

鳥居藩職

舠

、拾参本 壱枚 " 壱尺四寸ニ 壱尺弐寸角

壱枚 " 壱尺四寸ニ 壱尺壱寸

壱尺弐寸

木数合 百七本 筏四艘

外ニ梶木拾六丁 (破損

小道具弐拾八本

にて御座候 右は亥の二月廿日の大手形千本の内、 其元御改め御通しなさるべく候 高瀬忠右衛門材木 其の為斯

くの如くに御座候 以上

天和三年

亥之三月六日 赤坂

平

右 衛門

印

安田左野右衛門 印

大久保御番所 中村新六殿

郡奉行 代 山川奉行 官| 手 材木改め 代

普請奉行

(2)元禄三年幕府代官の同書

年(一六八九)九月に領地没収となり、忠英が能登西貝に 期間を、幕府直轄領として幕府より代官・手代が派遣され、 田より内藤氏が三万三千石にて迎えられる。その間の短い 一万石を与えられて移った。その後、元禄四年二月摂津富 鳥居氏の藩治は忠春・忠則の二代にわたったが、元禄二

同藩が領内の治安に当たった。 幕府の代官として派遣されたのは、 嶋村惣左衛門、 高室

地方行政に当たらせた。高遠城は松本城主水野氏に預け、

安右衛門の両名で、これに手代八人が随従している。

次の伺書は、 右の代官二人より幕府へ提出されたものの

鳥居 左京亮 殿御所替えに付き、材木改め御番所、 へ御引き渡し候に付き、 御伺いこれあり候書付けの写 高遠

送り状にて、材木員数、尺廻し勘定仕立て申し候、 役人より右番人新六方に送り状遣わし、判鑑を以て引き 町人請負い出し候分一材木、天竜川通り満島御番所へ着 役人中村新六と申す者、鳥居左京亮方より米拾四俵弐人 領山々より町人請負い出し申し候、分一材木改め申 高遠領大久保村の内、 り立て申し候節、 合わせ、材木寸間相改め申し候、且また、分一運上金取 き致さず前にて、町人ども材木売買仕らず候様に、 前々より取らせ指し置き申し候、是は高遠領 高遠役人より大久保番人方へ遣わし候 天竜川通り番所を建て置き、 高遠 -し候 高遠

> し付け候、 し置かれ、 この番人給分扶持米の義、 然るべく存じ奉り候 以上 跡 (後 の通

元禄三午年二月

高倉 (室 安左衛門

惣左衛門

右 御付け札の写)

来り通りに致し置かれ、 材木改め致させ然るべく、然るにおいては先ず当分有り 付き、各々吟味を遂げられ候処、 鳥居左京亮方より米拾四俵弐人扶持取らせ指し置き候に 此の高遠領より出し候材木改め役人中村新六と申す者、 追って相伺わせらるべく候、以 前々の通り給分取らせ、

とするものである。 六の扶持は、これも鳥居氏同様米一四俵二人扶持を給する 人に遣わし置いて、送り状を出すようにする。番人中村新 は、 伺 従前通りの手続きによるよう、 こいの趣旨は、当九月より遠州へ川下げする材木の改め 手代の判鑑を大久保番

の内藤氏へと中村家が引き継ぐようになった。 大久保番所材木改め役は、 鳥居氏より幕府領、 さらに次

より、

も手代判鑑大久保村番人方へ遣わし置き候、送り状之を

前々の通り改めさせ申し候、

右番人へ堅く誓詞申

当九月より遠州へ川下げ仕り候材木の義、

拙者ど

上

(3) 正徳三年起請文

年廃藩置県まで高遠藩は内藤氏が治めた。 元禄四年 (一六九一) に内藤氏が入封、 それより明治四

内藤領となって間もない正徳三年(一七一三)七月、 起請文は 中

村新六より藩役所へ起請文を提出している。

誓約書である。

起請文前書

贔屓仕るまじく候、尤も右のものども方より金銀米銭

切受け用い仕りまじく候

その外、 御威光を以ておごりたる義仕るまじく候、 材木に掛かり候ものどもへ非分の儀申し掛けま

じき事

字ご奉り、毛頭御後 闇き義仕らず、懈怠なく相務付けられ候に付き、弥 以て恐れながら御為第一に 状を以て、寸間・木数・井に上木・雑木の分委細に め申すべき事 村御材木改めの御番所、 御番所において材木筏改めの義、 今度、高遠領御下に罷りなり候に付き、 当分先規の通り拙者に仰せ 御役人中送り 大久保

親類 相改め、 り状の外壱本なりとも相通し申すまじきこと 木師の儀は申すに及ばず、筏乗りなど、 縁者 相違御座無く候はば相通し申すべく候、 知音の好身の者たりとも、少しも依怙ははすに及ばず、筏乗りなど、その外 送



図 2 正徳3年起請文前書

御材木改め帳面明白に仕立て、 送り状相添え差し上

げ申すべく候

附 他所より出し申し候材木、 改め申すべき事 御指図の通り入念相

梵天帝 釈・四天王、惣而日ばんてんたいしゃく 石の條々相背くにおいては、

: 釈・四天王、惣而日本国中六拾余州大小神祇

天満大自在天神・部類眷属・神罰・冥罰、各罷り蒙るべ きものなり、仍て起請件の 殊に伊豆・筥根・四所権現・三島大明神・八幡大菩薩 如

正徳三癸巳歳七月 神戸五郎右衛門様

中村新六

書判

正徳四甲午年二月 神戸五郎右衛門様 中村新六

書判

寬延三庚午年十一月廿三日 中村新六 書判

三浦團右衛門様

寛政六甲寅年三月

藤 清 太 夫様 神戸五郎右衛門様

文化七庚午年八月 中村新六

中村新六 書判

> 浅 利 平 太 夫様

青山佐五右衛門様

嘉永元戌申年九月七日

中村新六

書判

浅井亦七郎様

岡野小平治様

その都度起請文に名前を書き継いでいる。 元年(一八四八)と、中村家当主が代々木改め役を世襲し ○)、寛政六年(一七九四)、文化七年(一八一○)、嘉永 正徳三年(一七一三)以降、 同四年、 寛延三年 (一七五

(4) 中村道民の事績

誌 童伝説の主人公ともいわれている。 の新六である。河童より痛風妙薬の秘伝を伝授された、河新六島五町五反の開田を行った中村道民は、起請文三人目 中村家にあって、天竜川下がり松の岸壁に隧道を穿ち、 ・人物篇』より引いてみよう。 その事績を、『上伊那

家に生まれたので、剣道・弓術・馬術・砲術を学び、自 まれた。通称を道民、雅号を孟磯といった。 享保一四年中沢郷大久保村(現駒ケ根市)の中村家に生 「寺子屋師匠、材木改め番所役人、治水、漢方薬商。 代々郷士の

我那網園之始地神氏也剛董原以教新探至德二所致厚生己道展之為本由東南天洪荒之際天帝也看我 藩より中沢郷内の火災盗賊の取り締まりを申し付けられ、 宅に私塾を開 、出仕するには火山峠を越えて往復八里の山道を通っ (た天竜川材木改め大久保番所の改め役となり、役手当 学問は五十六才の晩学で、天山 道中狼に出会った時はこれを逆襲する程の腕前であ 大雀中部氏墨田 木三百图分音或盂張於為機 永足荣生也瀬龍河 て門弟を教えた。 性剛胆 (阪本)に師事した。 症洒落で、 高 遠

> とし て扶持米を給され 墾 田 の 角 の大岩 を成した。郡代阪本天山はこの 河 寛政元年 の荒地を開拓し、河水堤防 0 壁 面 に、 (一七八九) 墾 田 の碑文を起 天竜

を賞 築いて数十町歩の墾田川大氾濫の際、塩田川 草した。文化八年八三歳で没した。 在 して、 墾 田の碑」 は 石面の風化が著しく、 碑文を読

等我官事不得時時視其業是以中道而中境中說經典終尚練敢當奏釋於道樹老師其同亦有發悟云中飲飲免成五經來學為因字曰孟雖以剛毅始能服動測通車句兼該大義而其店隔城市巴里無關你不對而食不識而永空喜家道偷生其用者何當有埃斗大怪那中部氏也限處連監天應何下核之事本 家員中清家徒四壁立晚的忧尚事務楊以为子等荣墨一計完改已前年故森為霍天龍河大派沉濫西抄所稱 雪然 嘎田有之我學樣之同裏來三所歸雖不如悉展而汝三所造都有寫以獎強業三所就因有不可能也歸無剛往往遇廣油防模三重以降泊流三年你東田力作三所管報亦傳子孫荣生三計已就至子秋來適澤遊異而為鴻德松之測較 龍所抱一夜法瀬两去視者往往為奇談云配而水際新周 敦項之他的洪得滿自然為要 記新言偶崖前有一 後文昌為守益 看了盖南宇有南班或歷代有道者有於隱魔力新聖教與以歷山豪以后极為以獨力漢油先聖二所黃九記 源 俊 崔 撰 医石滑理 可理即刑為辟暗 刘始其成故能 泽田河 损. 其外始聚以 塩皮牧士藤厚芳春

図3 阪本天山撰文「大窪中邨氏墾田碣記」(大正9年藤原芳春書)

た書軸が残っている。のが困難であるが、幸い中村家に大正九年に全文を筆写し

年(一七五〇)一一月より寛政六年一月に至る約四二年間道民が材木改め役を勤めたのは、起請文で見ると寛延三

であった。

二、大久保番所の運営

(1) 御番所 定 書

と、改めて「定」が触れ出された。中村家が所蔵する正徳なって先規の法が猥りになった。向後は古例を守るように」をれより二〇年後の正徳五年(一七一五)に、「近年に第四巻(一)』所収)。

大久保御番所定書之写

定

古例の通り六寸角已上拾五長ケ物は勿論、四寸角内谷右衛門方へ急度相断わり改め請くべきこと、い取り候材木ともに、自分用につかい候惣木は、黒河い取り候材木ともに、自分用につかい候惣木は、黒河

一 下げ川致し候材木は、大久保番所にて急度改め之をり内の木、堅く剪り取るべからざる事

の弐間物をば之を取るべく、四寸角已下、長さ弐間よ

谷右衛門方へ急度相断わり改めを請くべき事請くべく、弁財天きり(高遠止まり)の材木は黒河内

分一上納の事、古例の通り十分一の内、九分は金納

し通し木にて御払い候はば、尤も三拾八本替えにて木但し三拾八本買い、一分は御用木指し上ぐべく候、若

主の木師方へ遣わすべき事

万一、分一木にて御用木不足の節は、足し木御取り附、材木御用の節は、御入用次第指し上ぐべき事

より番所に関係ある条目を次に記す。

は木師に宛てた「木師取締条目」である。全一一条目の中ものである。「大久保御番所定書」としてあるが、直接に五年「大久保御番所定書之写」は、このとき触れ出された

上ぐべく候、是また三拾八本替えの相場にて指し引き 金子相渡すべき事 なさるべく候間、 その節は木師仲ケ間申し合わせ指

候間、 ば 方とは申しながら、損じ候節は元ノ違背に及ばず訳に の通り拵え直し申すべく候、たとえ杣・日用雇いの仕 下げ川の節、 田畑は申すに及ばず、 その旨心得べき事 川筋・一 田畑并に川 川除ともに元〆方より前々 除に障り損ない 候は

る。

附 指し出し替えるべき事 満水にて材木流し候節は、 願い次第川筋廻

状ま

り候山を望み候ものは、 ろみ、木数之を出すべく、 右の通り改め、古例に相定むの条、 前年の暮書付け指し出すべき者 且つまた翌年明き所に罷りな 山相応に出し方もく

正. 徳五乙未年四月 也

より、 市野瀬村 当たったのは、 住民たちである。 入野谷郷三峰 年々一定の御定木を伐り出して藩へ納入する仕事に 浦村・中尾村・杉島村〈いずれも現長谷村〉) 郷木師村に指定された五か村 Щ 入り、 この木師郷総取締り、 黒川谷入りの広大な御林 木改め役を代々 (黒河内村 (藩林

0

勤めたのが黒河内家 かかる弁財天橋まで、その下流は大久保の中村家が管理し 一年(一八二八)に江戸深川に設け、 御林から伐りだした材木は、 なお高遠藩では藩林の材木を売り捌く基地を、文政 (黒河内谷右衛門)である。 黒河内家が高遠の三 藩の財収を図ってい 峰 ΪΪ

に

と称した。 林を払い下げして買い請けた山で、伐採済みの山を明き山 藩分一方、 請所山というのは、 または御山方奉行より手形が下付された。 請け負った山主が木師元〆である。 町木師や諸国の材木商 が藩 木主には 面の 御かれたて

(2) 川下げ証文と材木改め

りその内容を取り上げてみる。 大久保番所における材木改めについ て、 番所記録 ょ

出 ずつの大手形を出すようになった。これは木師方より願い て大手形を出されたが、 たものである。」 先年、殿島御検知の内は、 御番所改めになってからは、千本 木師共の出す木高に合わし



図 4 高遠藩分一方役人印(判)鑑

うになった。」

上げた。それより六、七千本ずつの大手形を遣わされるよにお尋ねがあり、願い通りになさるのがよろしいかと申しほしいと願い出た。このことにつき、どうしたものか新六

の節一々難儀であるから、七千本までの間大手形を出して

して、手形千本ずつでは飯島御代官所を往来するに、満

「伊藤安左衛門様御役のとき、清水屋又助が木師名代と

れてある。江戸表の相場を以て御分一の御差し引きをする。

寸間・木品・木数・木印相改めるときは、水中であれば水

に入ってこれを改めるようにする。」

*

しかしそれでは為にならないと、内証にて申し上げた。そ材木については、渡場にて検知するよう仰せ付けられた。「横田仁左衛門様御役の時、大田切入り宮田山より出す

られるようになった。」

の後も折々大田切入りより出材があり、

筏改めに仰せ付け

れる。同人は、正徳四年七月より享保七年 _______横田仁左衛門は、横田仁右衛門の誤りであろうかと思わ

八月(一七一四~二一)まで郡代の職にあっれる。同しに、正征四至十月。に宣任十年

*

た

た。| 御番所下であるゆえ、これは渡場検知とし「新川入りより出し候材木については、

メートルほど下流に当たる。新川は新宮川で、大久保番所より三キ

口

りに二、三度ずつ見廻るようにしている。」ことも無いが、月夜だと夜乗りなどもあることゆえ、

御番所下はせっ所

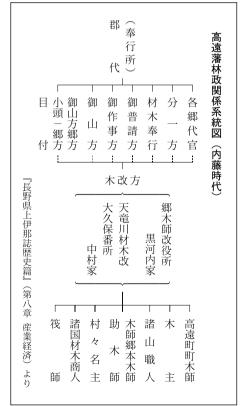
(難所)

であるから、

闇夜は別段の

*
*

て御分一方より小手形を遣わすゆえ、相改め通すよう御指め、相違なければ相通す旨の御先状を遣わされ、その上に谷、木印何本、数何程下げ河あり、木数・木印・寸間を改行御郡代様より仰せ付けの御指紙に、三峰川入り名所何



示があった。」

である。 番所として使われたことがあった。 以上は、「番所記録」によって見た、 なお、尾州藩の御用木を川下げするときも、 川下げ材木の改め方 公任

(3) 大久保番所の景観

現在中村家には、 大久保番所の絵図面は残されていない。

文政八乙酉年建

材木改め御番所絵図 冨 壱枚

御制札五ヶ条之写

の建物であったと思われる。 政二年(一八五五)の天竜川氾濫により流失したのは、 物が文政八年(一八二五)に建てられたことが分かる。 われてしまっている。 右のように表書きされた紙袋があるが、 ただ、 右の記載によって、 中の絵図面は失 番所の建 安

六により早速高遠御役所へその届けが提出された。 安政二年七月二九日の大満水による番所流失は、 中 -村新

*

*

御番所流失届 背書

流失致し候に付き、早速此の段小頭 安政二乙卯年七月二十九日、大満水に付き当御番 松崎治兵衛様

所

近藤彦蔵様御両人方へ相届け申し候 右は、 浅井亦七郎様、 御月番竹田七郎右衛門様御

所へ申し上げ候

に御下役長坂孫蔵殿御勤役中、 分一方保田伝右衛門様、 奥谷源左衛門様御両: 口上書を以て流失相届

人 并

け申し候

御番所流失仕り候に付き、 間口三間、 奥行二間、 総土台造 御届け申 し上げ候書付

覚

右は、

七月二十九日大出水に付き流失仕り候

障子 二本

戸

三本

敷板 畳 八畳 半分

三ッ道具

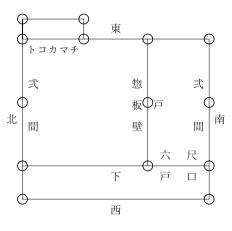
御制札

此 右の品々相残り申 の段御届け申し上げ候、 L 以上

大久保御番 材木改め役 中村新六 訴

御役所

堅固に建てられていたものであろう。 した建物である。これは天竜の場広の中州に土台を築き、 た番所と同じ規模であり、 流失した番所は、 間口 三間 二間四方の畳八畳と、二間・ 奥行二間というこぢんまり 翌安政三年に造立し



所平面図

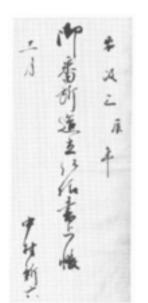
間の板敷と見てよさそうである。

ある絵を見たことがある。 天竜川上流運材史」の中で、次のように書いている。 中 私は五、六年以前に、 -州にあった当時の番所の景観について、宮下一郎氏は 中州に建っていた番屋

代は分からないが、 作業にも都合よく、 よい絵であった。番屋は屋根板葺きで石置きである。 年流失以前に描かれ 地である。」 在も往時の地形は面影をのこし、 に淵は深く、 の一時停泊に好適の場所であり、 下していた。 て、 具が架に掛けてあり 文書の中にあった。淡彩で日本絵風であったがごく略画 土地の人々も斯く称している。 に高札場がある。 の裏に大久保番所と記した幟が立ててある。 一方は材木や筏の流下する流路を代官滝とし、今でも 間知役人の配下の多数の者や筏師等が間 筏と通船双方障わりとならぬため、 以上のように絵の記憶を書い 中州の周辺は天竜の流路が二つに分か また風雨の時の避難か所ともなり、 たものと思われ 中州に建つ番屋の景観であり、 (突棒・刺叉・袖 この絵は東伊那伊那耕地 通船流路は中州の西側を流 大きく屈曲して瀬は静 殆どが荒れ地や る。 搦)三つ道具の てい 庭先に三つ道 . る。 の 川湊の筏 安政二 絵の 部 画 0 番屋 知 区 が 15 年 現 0 7

23 -

制札五ケ条(写) 図 5



安政3年「御番所 図 6 造立仕様書上帳」

(制札五か条)

番所へ筏乗り着き候はば、 早速通り手形番人へ差し

出し申すべき事

懸け申すまじく候 暮六ッ時(午後六時)より以後、番所へ筏一切乗り

き事 古屋の材木たりというとも、手形を持って相通るべ 何船によらず、番所へ断り致し通らるべき事

番所に置いて喧◆ (嘩 口論停止し、惣じて不作法

なる儀仕るまじき事

右の趣、固く相守るべきの者也 未 三月

た。流失した翌安政三年には、 に位置を移し、新たに番所を造立した。 番所には、 右の五か条を書いた制札が常時掲げられてい 中州より河岸に望んだ高台

御番所造立仕様書上帳 、同弐間根太 、同弐間五六差木 、同梁三間五六 、松桁四間五六 、同弐間五六 、栗壱丈五寸柱 、同弐間四寸角 十一月 安政三辰年 〆、四本壱分 人、五本三分壱厘 同差鴨居四八 栗土台九尺五六 此の代銀 六拾三匁 此代銀 四拾弐匁五分 * 九分 六分 三分 弐本六分 壱分六厘 三分弐厘 壱本六分八厘 四分五厘 弐本四分 中村新六 十三本 弐丁 四丁 壱丁 壱丁 壱丁 四丁 、松五分板 但し敷板 、四分板 、裏板 、同弐間木舞 人、此の代銀拾匁 〆、此の代銀四拾九匁八分弐厘 グ、廿七間半 同セキ弐間弐尺四寸幅 椹破風弐間 同弐間棟木 同弐間半 同弐間四寸貫 同ころ 同六尺間切 松弐間敷居 此の代金壱両弐朱也 九尺同断 代拾匁五分 代弐匁三分弐厘 代拾匁 代九匁 代六匁 代壱匁 幅同断 五寸幅 四 弐枚 十四丁 弐枚 拾弐間 八間半 七間 廿壱枚 十四本 廿五本 七拾枚 廿五本

、子ざる

代壱匁五分

廿四本

大工手間造作仕揚げ迄 但し扶持とも

代金弐両弐分也

七口

金三両弐分弐朱ト

銀百六拾六匁八分弐厘

御制札

栗四尺柱

三寸角

廿八本

同土台 四五.

椹七尺三寸ムナ木

桧六尺四寸

壱丁

人、この代銀参拾匁

、五分板八尺

但し六尺板

大工手間扶持とも

代金二分也

木口大工手間残らず仕揚げ

但し屋根板并に釘の義は

惣〆、代金四両弐朱ト 別段に御座候

銀百九拾六匁八分五厘

金として七両壱分弐朱ト

銀壱匁八分弐厘

右の通りに御座候 中 以上 新

六

番所小屋と高札場で、総額七両一分二朱と銀一匁八分二

厘という普請見積りである。

れ、現在しぶき荘にその材が一部用いられている。 この建物は、 昭和四〇年頃まで存続していたが取り壊さ

(4) 通船と木品改め

白木経木板を船積みにて天竜川川下げを行っている。 神子柴村(現南箕輪村)孫市 (加藤姓)が、天保年間

が文政六年(一八二三)である。天竜川の諏訪湖出口 孫市が天竜川通船を企て、松本藩御預り所に願い出たの [より

ぎ仲間、木曽十一宿、 遠州掛塚(現静岡県竜洋町)までの通船の計画は、 諏訪湖岸の各村よりの反対に遭い挫 中馬稼

折を見る。

文政九年に再び請願。 通船区域を平出村 (現辰野町) ょ



(通船による川下げ) 図 7 書簡

以上

天保二辛卯年二月

藤沢郷弥勒村山より伐り出し候 経 木板 天竜川下げ証文

は運送困難な貫目もの、丈長のものだけを積むという約定

で、幕府役人の実地見分があり、許可を得ている。

り下流とする、商いは米穀は決して船積みしない、

中馬

右は、 白木経木板

伊那郡神子柴村孫市、 白木経木板天竜川通り遠州 弐千箇

掛塚湊まで船積みにて、追々小手形を以て差し越し候間 其元相違之れ無きにおいては、御番所相通さるべく候

中 田中嘉右衛門 林 印

印

大久保村 中村新六殿

田中嘉右衛門・中林三平は分一方役人であり、 中村家に

手形照合用の両人の印鑑が残っている。 のような書簡が中村新六に送られてきた。 この川下げ証文に先立って、前年九月に中林三平より次

手紙を以て申し入れ候、然ればこの度天竜川通船相立て

*

川通り遠州まで下げ川仕りたき段願い出候に付き、則ち 山より雑木伐り出し、経木板荷箇 候に付き、箕輪領神子柴村孫市願いにて、 · 相 に仕立て、天竜 藤沢郷弥勒村

度初めてに付き、是迄の材木下げ川とは取り扱い方少々 承り届け候、尤も白木経木板并に船積み川下げの義は今 すべく候間、相改め相違之なく候はば相通さるべく候、 候に付き、その度々小手形を以て、その御番所へ差し出 孫市へ相渡し差し越し候、追々船積みにて下げ川之あり づつ相違も之あるべくと存じ候、 なお委細の義は面談の上御意を得べく候 且つまた弐千箇大手形

九月二十六日

春近郷宮田山より伐り出し候小白木板

天竜川下げ証文

小白木板

三千筒

右は、

其元相改め相違之無きにおいては御番所相通さるべく候 塚湊まで、船積みにて追々小手形を以て差し越し候の間 伊那郡神子柴村孫市、 小白木板天竜川通り遠州掛

天保二辛卯年四月 田中嘉右衛門

以上

中 亚

印 印

大久保村

中村新六殿

天竜川下げ証文

小白木 但 六百箇

欅板 長三尺より壱丈弐尺迄

幅壱尺より四尺迄

藤沢郷御堂垣外村より伐り出し候小白木

印

28

中林三亚 早々 以上

中村新六殿

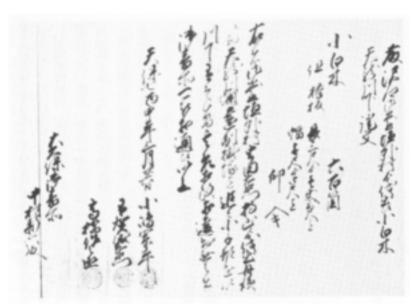
と書いている。 迄の材木川下げとは取り扱い方も少々ずつ相違もあろうが し、実際の川下げは小手形にて追々船積みするとしている。 川下げ証文(手形)は二千箇の大手形を出

の中に、

船積み川下げは初めてのことであり、

これ

船積みによる川下げ証文が二例ある。



天保7年小白木川下げ証文(通船) 図 8

後任者の斡旋を請うている。 わず、借財がかさんで経営困難となり、天保六年には藩に 人の信濃屋三四郎が事業を継承した年代かと思う。 ただ船積みにて川下げとなっている。孫市の舟運は収支償 天保七年の川下げ証文には、神子柴村孫市の名がなく、 右証文の天保七年は、大阪商

右は、 之あり候間、其元相改め、 みにて天竜川通り遠州掛塚まで追々小手形を以て川下げ 相通さるべく候 御堂垣外村宇田右衛門持ち山より伐り出し、 以上 相違之無きにおいては御番所 船積

天保七丙申三月二十六日

小 島

高橋作之丞

有賀儀右衛門

印 印

軍 平

大久保御番所

中村新六殿

印

四、神林村野口庄三郎川下げ一件

めをめぐる一件を書き残している。

木改め役六代目中村新六が、この神林村庄三郎の材木改材木商であった。幕府の御用達にも取り立てられている。屋庄三郎、略称「信庄」の名で知られた江戸末期指折りの屋庄三郎、略称「信庄」の名で知られた江戸末期指折りの屋庄三郎は、信濃、

対摩郡神林村庄三郎材木改め御番所 嘉永六卯年より安政四巳年中迄



図 9 「筑摩郡神林村庄三郎材木 改諸書付」(表紙)

中村新六

藤(原)は

古の表題の記録である。この一件は、嘉永七年(安政元右の表題の記録である。この一件は、嘉永七年(安政元年)に高見村(現駒ケ根市中沢)より伐り出した栗材川下げにかかわる事件と、安政四年(一八五七)諏訪御領内小坂村・花岡村(現岡谷市)、並びに伊那郡南小河内村(現版村・花岡村(現岡谷市)、並びに伊那郡南小河内村(現版村・花岡村(現岡谷市)、並びに伊那郡南小河内村(現版村・花岡村(現岡谷市)、おりは、東永七年(安政元

(1) 嘉永七年栗材川下げ一件

本を買い請け、社木まで買い入れて伐り出すようになった、 本を買い請け、社木まで買い入れて伐り出すようになった。 嘉永七年四月中、庄三郎代人佐兵衛より藩に願い出があり、「桧丸太二四本、同角六二本」川下げの手形が分一方より送られてきた。手形には分一方よりの手紙が添えられていた。庄三郎のことは、藩御出入りの材木商であり、これまでの例にはないが、今度無税にて川下げをするゆえ、れまでの例にはないが、今度無税にて川下げをするゆえ、れまでの例にはないが、今度無税にて川下げをするゆえ、れまでの例にはないが、今度無税にて川下げをするゆえ、れまでの例にはないが、今度無税にて川下げをするゆえ、

番所でも含んでいて、あまり延引の無いよう取り計らって

ほしいという趣意であった。

る栗材七二〇本川下げの手形一 嘉永七年一二月、上神林村庄三郎代人佐兵衛の願いによ 通が届いた。

覚

栗材木七百弐拾本

長さ三間半より壱間迄

角弐尺弐寸より五寸迄

右は、 通さるべく候 木川下げ、其元相改め相違これなきにおいては御番所相 信州筑摩郡上神林村庄三郎願主、右代人佐兵衛材

嘉永七甲寅年十二月

奥谷源左衛門 安田伝右衛門 钔 印

大久保村

中村新六殿

は 所を通してほしいというものであった。ところが木師の方 右の手形に手紙が添えてあり、高見村より伐り出す栗材 当 ||春四月の通り分一(税)もないゆえ、 改めの上御番

> 材木か問い糾すと、日雇 頭が四徳山入会い並びに下高見 より何の沙汰もなく、どうしたことかと新六が川筋を見廻 は天竜川の川下げができない旨を申し聞かせた。すると日 村・上高見村入会い山より伐り出した栗材だと答えた。 り、新宮川渡場へ来てみると、そこに材木があった。 新六は、すべて諸材木は藩の許可を得て、手形がなくて 誰

らない、たとえ差し止められても都合次第で川下げをする。 御上向きのことは佐兵衛へ掛け合うように、私共は何も知 雇頭は、これは御用材木ゆえ一刻も早く川下げをしたく、

と甚だ不埒な言いようである。

新六は早々高遠へ出向き、右の一件を御役所へ届け出た。 下高見村・上高見村両名主方へ参り、もし理不尽に川下げ するのを見たら、早速知らせるように申し付けて帰った。

は川下げは決してならぬと再三申し渡しておいた。この後、

これにては御番所役目も立たず、佐兵衛と相談するまで

島田小十郎様が御掛かりにて、直ちに佐兵衛を呼び出 者共へ申し渡して川下げを差し止め、 島田様より事の次第を承り、早々新宮川へ出向き、 日

御番所にて改めを受

けるよう島田様より申し渡された。

らまし狩り出された後だった。佐兵衛は当惑し、残りの材 ところが佐兵衛が新宮川へ着いてみると、右の材木はあ

木を差し止め置いて高遠へ帰り、右の訳を報告した。

なく恐れ入り、新六へも段々詫びがあった。 所の御威光も薄くなるゆえ、きっと詮議する旨申し渡した。 まで済ましては今後のためによろしくないばかりか、 島田様よりのお尋ねについても、佐兵衛は一言の弁解も しかしこのま 御番

再々呼び状を遣わし、 ばかりで埓があかず、 次殿の出役があり、 この後上高見村・下高見村両村役人の詮議に目付小松宗 新六宅にて段々始末を尋ねたが詫びる 口書きを取り、 事情の分かる村役人をよこすように 書面にしたためて小

松殿同道にて御役所へ参上した。

による。 たこと。 の筋があったとして御咎めを蒙っている。 雇頭と同腹にて材木川下げを行い、この方へは偽りを申し この一件につき、両高見村名主並びに代判の者達は不埓 また木数より数多く伐りとって隠し売りしたこと その理由 は Н

次は、 佐兵衛より取った詫びの書付けである。

口上書を以て申し上げ候

栗角 七百弐拾本

先達て川下げ願い上げ奉り候分

` 同 弐百六拾三本

近藤様御領分四徳村より買い請けの分

桧角 六拾本 三間より弐間迄

延引に相成り候分

夏中川下げ願い奉り候桧材八拾本の内、

川下げ

ď, 栗角九百八拾三本

桧角六拾本

てず、 天竜川へ狩り込み、川下げ取り扱い始末、どうこう申. 川下げ御願い申し上げ候に付いては、 右の通り追々買い請け仕り、材木角取り出来候に付き、 め仰せ付けられ候をも相用いず、その後右品の分荒増 竜川へ狩り込み申すべき処、 御聞き及び御出役下され、狩り込みの義御差し留 御見分の義御案内も申し立 御改めを請け、天

い上げ奉り候 以上 り候、この上は御上様へ御慈悲筋御取り扱いの程偏に願

上ぐべき様之れ無く、

一言の申し訳御座無く恐れ入り奉

嘉永七甲寅年十二月

神林村

印

庄三郎代佐兵衛

中村新六殿

安政四年三月、残り木は残らず板に取り、 駄荷にして松

本へ引き取り決着を見ている。

(2) 安政四年桧川下げ一件

村・花岡村より伐り出した材木の由を答えた。藩よりこと を尋ねると、伝蔵が申すには、たしか諏訪御領内にて小坂 り置いたものであるという。新六がさらに伐り出した場所 材木ではなく、松本神林村野口庄三郎代人の七蔵より預か あった。そこで村方白木屋の伝蔵に尋ねると、これは私の た。新六が見廻りしたところ、除け下の川端に桧材三本が の外の大満水となり、下の平の川除・御田地は大荒れとなっ 「委細を書付けをもって差し出すように御沙汰があった。 安政四年閏五月一四日より雨天となり、 一七日朝は殊

覚

桧三本

右除け下に之れあり候間、 にては之れ無く、 諏訪御領分小坂村・花岡村より差し出 村方伝蔵に相尋ね候処、 私木

> し候木に之れあり候、 かり置き候由申し候間、 もっとも神林庄三郎手代共より預 この段御届け申し上げ候

中村新六

巳八月

松崎治兵衛様 近藤彦 蔵様

藩の分一方へ願い出て、分一方にて改めの上、分一方の手 預かりにて、此の方持ちには相違ないが、諸材木川下げは 通してほしいというものであった。そこで、当御番所は御 とがある様子にて、拙者(新六)宅へ伝蔵を同道して尋 お持ちの御番所であるゆえ、お改めの上、貴家のご一存 てきた。吉右衛門の用向きというのは、当御番所は貴家様 野口庄三郎代人の吉左衛門と申す者が、お願いしたいこ

形を持参すれば通す旨を申し聞かせた。

分一方の御下役中村善平殿方へ罷り出た由、 縮した様子にて、それではと高遠へ願い出るようにした。 く申し渡した。伝蔵からも申し聞かせると、吉左衛門は恐 し返して申すゆえ、当方の一存で通す訳に行かないときつ ら、どうか当御番所の御改めだけで通してほしいと度々押 吉左衛門は、宿所にしている横町松田屋又右衛門を通じ、 しかるに吉左衛門は、手形を持参すると申して置きなが もっともお掛

りへ度々お願いして御聞済みとなり、 書付け二通を差し出

している。

恐れながら書付けを以て願い上げ奉り候

、「切判 桧丸太四本 但 長さ七間より四間半迄 末口 尺より尺四寸八分迄

切判 但 長さ三間半

同角 壱本 八寸・九寸角

湊迄川下げ仕りたく存じ奉り候、分一の儀は仰せ付けら 南小河内村にて伐り出し仕り、今般天竜川通り遠州掛塚 尾州様御用材木につき、 諏訪郡小坂村・花岡村、伊那郡

御法を以てお通し下し置かれたく、偏に願い上げ奉り候 れ次第に御上納仕るべく候間、大久保御番所恐れながら

安政四巳年十一月 当国筑摩郡

野口庄三郎

代

高遠横町

吉左衛門 印

> 宿 松田屋

又右衛門 印

高遠御分一方 保田伝右衛門様

奥谷源左衛門様

江戸市ヶ谷御勘定所より仰せ付けられ候は、天竜川 差し上げ申す一札の事

村

かの紛らい御座無く候、これにより一札差し上げ申す処 て申すべく御免蒙り候段、口上を以て申し上げ候通り聊 にて御用材伐り出し河下げに付き、尾州御用の御幟相立

仍て件の如し

安政四巳年十一月

筑摩郡神林村

野口庄三郎

吉左衛門

代

囙

高遠御分一方

奥谷源左衛門様 保田伝右衛門様

この後の経過をみると、 分一方の保田伝右衛門、下役の

ことゆえ、 右衛門より木師吉左衛門へ、「段々延引となって来ている 中村善平両人がきて、立ち会い検知を済ました上、 一勝手次第川下げ致すよう」にと申し渡した。 保田 伝

任せるようにした。 さない」旨を申され、よんどころなくこの度は言う通りに 手形を下さるよう」申し上げたところ、「これまで立ち会 い検知にて手形を差し出さなかった例もあり、この度も出 拙者より保田様へ、「立ち会い検知も相済みしゆえ、

り下げ、下役中村善平へ改めて申し付けた。 た。 この触れは、 すでに新六が人足を割り付ける旨を通達してあるという。 するのは得心が行かないと言上したところ、村の役元へは 晦日には新六方にてその人足を手配するよう申し越してきた。 を出して流れないよう引き揚げて置く旨を、さらに一一月 吉左衛門材木五本、都合により川下げを延ばすので、 そこで一二月二日に御役所へ出頭し、自分が人足回しを 一一月二八日に奥谷源左衛門より手紙が届き、庄三郎代 御役所では、 村役人より御役所へ早速返上するようにさせ 御奉行衆の意見で、新六の人足回しを取 同人出役があ 人足

る。

け候間、 報告し、落着をみている。 新六より、 この段御心得の為申 右の材木残らず川下げになったことを御役所 し入れ候 以上

乓 〈資料〉川下げ証文

中

村家には、天和三年より明治三年(一六八三~一八七

御

あったことは、 所の歴史をそのまま物語っている。材木川下げにも盛衰が ている。その年数は一八七年間にわたっており、大久保番 ○)に至る一三○通余の川下げ証文(通し手形) 次の「番所記録」 の記載によっても知られ が残され

御山御請け合いは致すものの伐木出しが無く、 いうことで、 いまま勤め筋も無くていたところ、 「その後材木が江戸にて下値になり、木師勝手に任 番所役はそのまま据え置いて下さった。」 他領との堺でもあると 下げ河も無

(「番所記録」) 川下げ証文」によって見ると、 材木を伐り出している

庄三郎材木の儀、

二月一二日、保田伝右衛門より書面が届く。「神林村 大久保村より人足三〇人が出て材木の引き揚げを行った。

事済みに相なり候に付き、

川下げ申し付

もある。 の村々の山林である。藩林もあるし、入会山・個人持ち山 宮川入り)・宮田山 山林は、 材木の送り先は、天竜川河口の掛塚湊、満島や飯 横川入り・三峰川入り・黒川谷入り・中沢山 (大田切川入り)、そのほか高遠領内 (新

田迄のもの、後は近郷である。

槻・椹・松材一二三本を四艘の筏に組み、 筏は、文政五年三月の三溝久左衛門請負の例で見ると、 満島村の筏師が

られる。 は殿島村、葛島村、吉瀬村、下牧村、小出村その外が見 乓 一艘に二人ずつ乗り、計八人で運材している。 筏の乗り手は、遠くは甲州宮木村、遠州船明村、 諏訪永明村、満島村などより入っており、近在の村で 番所所在地の大久保村でも安兵衛・伊兵衛外の名 木曽御

がある。

覚

梶木四百本 市野瀬村 仁兵衛

市郎右衛門 数右衛門

右は、 小手形を以て相通さるべく候 赤倉渡へ差し下し候間、 以上 そこもと相改め宇治文八

享保三戌年五月

中村新六殿 市

Ш

助左衛門

差出し申す一札の事

松 丸木

右は、下平村御河除け道具、この度松本田沢村与五郎と 一、木数千本 **弐間** 但し末口弐寸より三寸也

相違なく御通し下さるべく候 以上 申す者御請け合いの道具、

沢渡惣兵衛へ流し通り候間

享保十九甲寅五月日

大久保村御番所 御奉行様

覚

弐拾六本 長弐間

弐拾三本 五拾六本 長 長 同 六寸角 五寸角 四寸角

長

同

七寸角

中殿島村名主

彦右衛門

小以〆、百拾壱本

一、拾弐本 長壱丈 四寸角

一、拾四本 一、六本

長 同 五寸角

二口/、百四拾三本 元文元年辰八月三日

長 司

六寸角

大久保村

山主 長兵衛

中村新六様

差し上げ申す一札の事

この度其元様より買い請け候松材木の儀、

御証文の儀は、ぞふ木通し御証文の余り御座候に付き、

文申し請け候は申すに及ばず候、然る上材木下げ河に付 是にて下げ河仕り候、之に依り其元様において通し御証 何様の儀御座候とも、少しも御苦労掛け申すまじく

念の為此の如くに御座候 以上

延享三丙寅年 八月

遠州船明村

H

大久保御番所 中村新六様

伊井仙助

印

中沢山より出し候松材木の事

百五拾九本

大その村 乗人十右衛門

木数合 外、梶木拾弐本

桴だ 三双

小道具廿一本

右は、 当三月廿五日の大手形千本の内、 松田や六郎右衛

宝暦九己卯五月廿五日

門材木に候、其元相改め通さるべく候

佐藤久左衛門

大久保御番所 中村新六殿

満島通し

覚

木数百五拾六本

長 壱丈木より

弐間木迄 尺三寸迄 七寸角より

内、百四拾弐本は大手形千本の内 拾四本は 大手形三百本の内

— 37 —

印

外に、梶木弐拾四挺 筏四艘 但シ九寸角より尺弐寸角迄

小道具三拾弐本

乗人 船明村 喜伝次

金

右は、山室村文七、遠州下げ材木改め相違之無きにおい ては相通さるべく候 以上

明和六己丑

八月五日

田中治郎太夫 山下左野右衛門 印 印

中村新六殿

大久保村

筏下し小手形の事

松平丹波守様御材木

一、栂 三拾七本 長壱丈四尺より七尺迄

但シ五寸五分角

同断

同 七拾六本 長壱丈四尺より七尺迄

但シ五寸角

同 弐拾四本 長弐間也 同断

木数〆、百参拾七本

外、梶木拾八丁 小道具□□□ 筏乗人 三双 船明村

甚左衛門

樅敷木 別紙手形有

御通し下さるべく候 以上

右は当三月御改め御証文の内に御座候、

御番所相違なく

安永三甲午年

七月五日

高遠領平出町

和泉屋

相下し申す筏手形の事

松平丹波守様御用木 樅五寸角

但シ長弐間

四拾本

同断

同六寸角

但シ長弐間

四本

同断 壱本

同七寸角

大久保御番所 中村新六様

同断 同四寸角 同断 弐拾本

同断

同八寸角

同断

同断

壱本

べ、六拾七本

同九寸角

同断

壱本

梶・小道具

栂証文御座候

甚右衛門

市

安永三年

午七月五日

内に御座候、則ち、松木・栂敷木御座候、御番所相違な 右、当五月杉嶋村新七材木買入れ御改め請け候御証文の

く御通し下さるべく候 以上

世話人

高遠領平出町

和泉屋

武兵衛

木数合 弐百弐拾本

中沢山より出し候樅・栂・栗・唐松の事

長壱間より弐間半木迄

五寸角より尺弐寸角迄

平物弐尺四寸迄

外、梶木弐拾四本 小道具参拾弐本

筏四艘

船明村 礒治郎

蔵

久兵衛

植 田 久兵衛 印

材木にて候、其元御番所相改め通さるべく候 以上 右は、九月十八日大手形千弐百本の内、飯島村与右衛門

安永九庚子年

九月十八日

大出近右衛門 印

*

中村新六殿

大久保村 中村新六様

— 39 —

中沢山より出し候樅・栂・栗・唐松の事 小道具拾六本 万 太右衛門

蔵

、木数合 四百九拾三本

但、長壱間より弐間半木迄

平物弐尺四寸迄 五寸角より尺弐寸角迄

右くだ流し

乗人 船明村

弥右衛門

材木にて候、其元御番所相改め通さるべく候 以上 右は、九月十八日大手形千弐百本の内、飯島村与右衛門

安永九庚子年

十一月十四日

植田久兵衛 印

荒川瀬兵衛 印

中村新六殿

覚

木数拾四本 但、残らず桧

長五間半より壱間迄

幅壱尺七寸より六寸迄 筏乗人

外、梶木八本

通さるべく候 以上 享和二壬戌年十二月十四日

原村・福地村より御用木差し出し候、其元御番所相改め 右は、武州下赤塚村源之助代太田屋佐兵衛手先幸吉、田

大久保御番所

安田吉之丞 内田彦右衛門

印 印

中村新六殿

小野山より出し候桧材木の事

一、桧

壱本

長

末口 弐尺五寸 五間半

一**、**同 弐本 長 三間

壱尺弐寸

七寸 壱丈

同五本

-40 -



享和2年桧材川下げ証文 図10

椹 同 同 同 小出村より伐り出す桧・椹材木天竜川下げ證文 八 本 四本 四間 同 同 同 同 同 六寸角 四五角 四五角 五六角

同

木数八本

足代木拾五本

上 右は、

木、伊勢山田七兵衛請負材木に候

文化五戊辰年八月七日

伊藤庄兵衛

大久保御番所

中村新六殿

伊勢内宮御用材、御番所相改め通さるべく候、

己

楫木 拾本 小道具拾本

筏乗り

船明村

甚 蔵

初治郎

槻・椹・松合 其元御番所相改め通さるべく候 右は、小出村善右衛門持ち林より伐り出し候材木にて候、 木数〆九拾四本 桧 椹 同 文政元戊寅年九月十日 壱本 拾七本 弐本 四 本 覚 大久保御番所 四間迄 壱間木より 百弐拾弐本 中村新六殿 壱間半 同 同 同 上穂町 四寸角 三寸角 三寸角 四寸角 以上 荒川瀬兵衛 仁科右衛門八 筏乗 六寸角より 弐尺四寸角迄 吉右衛門 蔵 印 印 外 右は、三溝久左衛門代、佐左衛門・善左衛門遠州下げ材 入野谷郷山室村より伐り出し候材木 木改め相違之無きにおいては、相通さるべく候 以上 梶木拾六本 文政五壬午年三月廿八日 大久保村 中村新六殿 桴四艘 満島村 志賀造酒右衛門 吉田太左衛門 利 惣 長 幸 亀左衛門 増右衛門 新右衛門 吉郎右衛門 久治 助 印 印

八寸角共

天竜川下げ証文

右は、御領内本洗馬村三溝久左衛門願主、	〆、木数七拾五本	一、同 壱本 長同断	一、同 弐本 長壱間半	一、同 弐本 長同断	一、同 壱本 長同断	一、同 壱本 長同断	一、同 壱本 長壱間	一、同 壱本 長同断	一、同 弐本 長弐間半	一、同 壱本 長同断	一、同 壱本 長同断	一、同 三本 長同断	一、同 弐本 長同断	一、同 四本 長同断	一、同 四本 長同断	一、同 壱本 長同断	一、同 壱本 長同断	一、同 弐拾九本 長同断	一、同 拾五本 長同断	一、松材木三本 長弐間
]願主、右代人佐左衛		七寸角	六寸角	尺角	八ノ尺角	九寸角	八九角	八ノ尺角	八寸角	尺ノ尺弐角	九ノ尺弐角	九ノ尺壱角	九ノ尺角	尺角	九寸角	八九角	七九角	八寸角	七寸角	六寸角
一、同八拾壱本	一、同 四拾壱本	一、同 八拾三本	一、同 百七拾四本	一、松材木百六本			一、槻材木百九本	天竜川下げの事	上伊那・入野谷両郷より伐り出し候槻	**	<	中村新六殿	大久保村			三月廿八日	文政五壬午		においては、御番所通さるべく候、	門・善左衛門材木下げ川にて候、
長同断 尺角	長同断 九寸角	長同断 八寸角	長同断 七寸角	長弐間 六寸角	八角共	六寸角より弐尺四寸角迄	長壱間より四間迄		り出し候槻・松材木					志賀造酒右衛門 印	吉田太左衛門 印				べく候、以上	て候、其元相改め相違之なき

一、一、同 同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一、同	一 、 同
九 拾本 本	拾本	五本	四本	七本	三拾五本	三拾三本	七拾弐本	百拾弐本	六本	三本	五本	弐本	四本	四本	六本	三本	三本	四本	七本
長同断長壱丈壱尺	長同断	長壱間	長同断	長同断	長同断	長同断	長同断	長同断	長弐間半	長同断	長三間	長同断	長同断	長同断	長同断	長同断	長同断	長同断	長同断
九寸角	尺角	八寸角	九ノ尺壱角	七九角	尺角	九寸角	八寸角	七寸角	六寸角	九寸角	八寸角	尺弐ノ尺四角	尺一ノ尺三角	尺一ノ尺弐角	九ノ尺壱角	七九角	尺三寸角	尺弐寸角	尺壱寸角
一、三四角 右同断 右同断	一、六寸角 右同时	一、五寸角 右同的	一、四寸角 右同點	一、三寸角 長壱間半	一、六寸角 長弐間	長岡村内林より伐り	*	٠	中村新六殿	大久保村			文政五壬午年十一月十一	相違之無きにおいては、知	佐左衛門・善左衛門材木遠州迄下げ川	右は、御領内洗馬郷本洗馬	〆、槻・松合 九百四拾	一、同三本	一、同八本
断一卷本	断 九本	断 拾八本	断 九本	間半 九拾弐本	市 壱本	長岡村内林より伐り出す松・栗材木川下げ證文					志賀造酒右衛門 印	吉田太左衛門 印	十一日	御番所相通さるべく候、 以上	極州迄下げ川にて候、其元改め	御領内洗馬郷本洗馬村三溝久左衛門願主、右代人	四拾九本	長同断 八九角	長同断 尺角

恐れながら書付けを以て願い上げ奉り候事*****	中村新六殿	大久保御番所		七年	吉田	文政七甲申年三月	所相通さるべく候、 以上	右は、長岡村常吉・七左衛門材木川下げ候間、	〆、木数百八拾八本	一、七寸角 右同断 壱本	一、五六角 右同断 壱本	一、六寸角 右同断 四本	一、五寸角 右同断 三本	一、四寸角 長九尺 弐5	一、六七角 右同断 壱本	一、五六角 右同断 三本	一、四七角 右同断 四-	一、四五角 右同断 拾
上げ奉り候事			闕座に付無印	志賀造酒右衛門	田太左衛門 印	る	を	其元御番 右		本	本	本	本	弐拾壱本	本	本	本	拾八本
古屋木百拾四本	*	中村	大久保御番所		文政七年申八月十二日	るべく候、 以上	を以て願い上げ奉	は、					4	、九尺物	、	、	、 弐間	、弐間物
梶木・小道	*	中村新六様	番所	有如	八月十二日		上げ奉り候通り、御改せ	小出村より飯田迄差し送り申			大名	筏四艘		五寸に六寸角	六七角	四五角	四寸に八寸角	松五寸角
梶木・小道具共弐拾四本				有賀屋 卯八 印			御改め御通し遊ばされ下さ	甲し候、何とぞ御慈悲	伊兵衛	安兵衛	大久保村			拾四丁	三拾弐丁	拾八丁	拾弐丁	弐拾丁

— 45 —

但 柱、 地棟、二階梁・桁の類

四寸角より尺角迄 壱間より弐間半迄

此の筏三艘 小割物并に酒屋道具品々添え

下伊那郡名子村

川下り郷上牧村兵馬左衛門古屋木并に小割物、酒 桴頭 半右衛門

右は、

御番所相通さるべく候 以上

下げ川致し候に付き、其元相改め相違之無きにおいては

屋諸道具類、此の度下伊那郡名子村迄、天竜川通し筏舟

文政十一戊子年十一月十日 田中嘉右衛門

印

盯

吉田太左衛門

大久保御番所 中村新六殿

*

覚

松木 同 弐間四寸角 九尺四寸五分角 拾五丁

> 右は、 に付き、改め相通さるべく候 大久保村伝蔵材木也、吉瀬村半右衛門方迄川下げ 以上

嘉永二己酉年九月

池上利八

中村六蔵殿

欅 覚 尺五寸・尺八寸角 長さ三間壱尺五寸

右の通り、羽広村仁左衛門方にて元木買い請け、 外に桧木 四寸角弐間 弐拾九本 拙者門

冠木に相用い申し候、御番所相違無く御通し下され候様

願い上げ奉り候、 以上

嘉永七寅年参月

大草村

香坂織右衛門

印

中村新六殿

覚

松材百六本

但 長壱間半より三間迄

四寸角より七寸角迄

— 46 —

右は、 伊那村武三郎材木也、神宮川川下げに付き、 検知

木数斯くの如くに候 已上 文久三癸亥年十月

奥谷源左衛門 钔

大久保村

中村新六殿

覚

*

、桧材 壱本

末口壱尺七寸

但

長

三丈

但 長 壱丈八尺

同

壱本

末口壱尺弐寸

外、敷木

但 七寸角 弐間

右は、 葛島村三平材木也、 松材拾壱本 荊口村より切り出し、三峰川

より天竜川下げ候に付き、その村御番所相改め通さるべ

く候、以上

元治元甲子年九月

大久保村 奥谷源左衛門

印

中村新六殿

恐れながら書付けを以て願い上げ奉り候 一、桧

弐百本

但、五寸角より三寸角迄 弐間より六尺迄

長

新川渡迄川下げ仕りたく、何卒御慈悲を以て願いの通り 右は、私義居宅囲い普請仕りたく候に付き、田原村より

仰せ付けられ下し置かれ候はば有難き仕合わせに存じ奉

り候御事

願主

木下孫三郎 印

置かれ候様仕りたく存じ奉り候、 右、木下孫三郎願い上げ奉り候通り、仰せ付け下し

明治弐己巳年十一月 下高見村

組頭

同断 四 郎

兵 衛

清 Щ 郎

池上清雄様

図11 明治3年川下げ証文(一番最後のもの)

右は、

買い請け、天竜川下げたく候、

は

相通さるべく候、

以上

明治三庚午年十二月

中村新六殿

前書の通り相違御座無く候、 以上

池上清雄

表書きの通り改め通すべき者也

印

印

大久保村

木改め所

覚

桧 二百本

但

五寸角より三寸角迄

長

弐間より六尺迄

右は、 宮川渡迄川下げに付き、改め通さるべく候、 中沢郷下高見村木下孫三郎材木也、田原村より新

以上

明治弐己巳年十二月

岡村鍾治

印 印

志賀鉄蔵

中村新六殿

覚

松•樫 角九拾八挺

但

長四尺より三間迄

四寸角より

弐尺ニ五寸角迄

田原村源左衛門并に当村明神社木大久保村伝之丞 改め相違之無きにおいて 滝沢雅四郎 印

— 48 —

おわりに

所の方々に深く感謝する次第である。 建設省中部地方建設局天竜川

北原優美さん、

上流工事事務

た、そのときの母の言葉を思い出して、深い感慨を覚えた 遠州の海までお帰りになるから、早く送らないと」と言っ 日朝に、母と仏様を川端まで送って行きながら、「仏様が いのかと目を見張った。そして、子供の頃お盆の八月一六 に立った。 洋町郷土資料館などを見学し、掛塚湊に至り天竜川の河口 伊那の時又湊、天竜市の船明番所・鹿島十分一番所跡、 会の共催にて、「伊那と遠州のつながりを訪ねて」のテー マによる県外実地踏査を実施し、私もこれに参加した。 昭 和六二年の夏、 初めて見た天竜川の河口であり、こんなにも広 上伊那教育会の歴史研究会と地理 研究 竜 下

である。その間、 と題して一応まとめてみた。もとよりたいへん不備なもの させていただき、これを「資料が語る天竜川大久保番所」 中村家の所蔵する番所にかかわる文書類を調べる便宜を得 番所である。下流域のような榑木の流下はなかった。今度、 大久保番所は、天竜川上流域に設置された高遠藩直属の 写真や編集などにお力添えくださった下村幸雄さん、 御好意をお寄せいただいた中村家の皆さ

主な参考文献

『信州伊那社会史』 宮下一郎

昭和五十五年

「天竜川材木改大久保番所―高遠藩林政の一事例として―」 (『伊那路』第三巻、第八・九・一〇号) 宮下一郎

『長野県上伊那誌・歴史篇』 上伊那誌刊行会

昭和四十年

『東春近村誌』 東春近村誌刊行委員会 昭和四十七年

ものであった。

『高遠町誌上巻 歴史二 高遠町誌刊行会

昭和 五十八年

『木曽式伐木運材図絵 長野営林局 昭 和 一十九年

『伊那路』 (第三二巻・第二号) 「特集天竜川の自然と歴

史

49 —

編集後記

ている。ここに慎んでご冥福をお祈りします。 奥様に言い残されたという。いずれ改めて編集したいと思 束を果たすことができなかった。よろしく伝えてくれ」と、 と推察する。先生にはこの外に『天竜川の漁法と漁具』に に最後まで心血を注がれながら、心残りのご他界であった 島町誌』とともに、この『資料が語る 天竜川大久保番所』 を覚悟され、仕事の決着をつけたかったと思われる。私と に几帳面な方だったので、病院の診断を聞いてご自分の死 その電話を頂いた翌日に急逝されたとのことである。非常 早く校正を終えたいがゲラはまだか」とのご催促であった。 方からお電話があって、「入院しなければいけないので、 ついてご執筆頂く約束になっていたが、「北原さんとの約 しても大変心残りであるが、先生にとっては執筆中の『飯 ラ刷りが上がってくる頃かと心待ちにしていると、先生の 松村先生は一月二九日、 突然他界された。 印刷所からゲ

(一月三〇日 北原優美記

松村 義也 (まっむら よしなり)

昭和2年、長野県駒ケ根市赤穂に生まれる。

昭和20年より上伊那郡下小学校に奉職。

昭和61年退職。

長野県史民俗編編纂委員。

駒ケ根市文化財審議員、駒ケ根市立博物館学芸員、飯島町誌編纂専門 委員、長野県民俗の会会員、「伊那路」編集委員。

平成7年1月29日殁。

著書•執筆

『山裾筆記』平成3年

『南中部の牛業2 漁業・諸職』(共著) 明玄書房

『おはなし長野県の民俗』(執筆)

信教出版部 郷土出版社

『信州の祭り大百科』(執筆)

郷土出版社 他

『写真記録・信濃の女性史』(執筆)

資料が語る 天竜川大久保番所

平成7年3月20日 発行

企 画 建設省中部地方建設局 天竜川上流工事事務所 発行

長野県駒ケ根市上穂南7-10

〒 399 − 41 **☎** 0265 − 82 − 3251

著 者 松 村 義 也 長野県駒ケ根市赤須町9-16

〒 399 - 41 **☎** 0265 - 83 - 1347

編集 **旬北原技術事務所** 長野県南安曇郡豊科町豊科4574

〒 399 − 82 **☎** 0263 − 72 − 6061

印刷 印 双 葉 刷 (有) 長野県松本市城東2-2-6

₹390

2 0263 - 32 - 2263

「語りつぐ天竜川」の発刊にあたって

天竜川は独特の形態をもつ河川です。上流部は諏訪湖が洪水を調整して比較的穏やかな表情をしていますが、後背に多雨域をもつ三峰川・小渋川・太田切川などの支川を合流するたびに、洪水とともに大量の土砂を受け入れて一気に急流土砂河川の様相を呈し、途中多くの狭窄部の間に氾濫原を形成してきています。

一方、この氾濫原は伊那谷の穀倉地帯でもあり、地先の人々は出水ごとに濫流する天竜川との間に涙ぐましい闘いを繰り返してきました。反面、天竜川は母なる川として地域の人々の生活を支え潤してきました。田畑を灌漑し、漁獲をもたらし、山深い信州と他国を結ぶ物資の交流の場でもありました。情操のうえでも深い関わりがあり、独特の風土や文化を育んできました。伊那谷の風土は天竜川と無関係ではあり得ません。今後とも、天竜川を危険なものとして遠ざけたり、水があるからといって過度に取水したり、汚したりすることは避けねばなりません。

この天竜川を鎮め、水を高度に利用するための地元の長い営みの後を受けて、昭和12年から砂防を、昭和22年から河川を国が直轄事業として取り組むようになり、その間地域の皆様からの多大なご協力のもとに、天竜川の安全性は格段に向上しました。しかし安心は出来ません。絶えず流域の変貌をみつめ、河川施設の整備と維持管理を図っていかなければなりません。また、水害防止と利水に一応の成果をみた現在、地域にとって望ましい天竜川の姿を考え、その方向に向けて管理してゆくことがこれからの課題であると考えます。

「語りつぐ天竜川」は、天竜川の治水に関する地域の知見や経験を収集し、広く地域共有の知識とすることにより、地域の方に天竜川に対する認識を深めていただき、よりよい天竜川を築いていくことに役立ちたいと考え発行するものです。

なお、ご執筆いただいた方々には、自由な立場からお考えを披瀝していただいていますので、建設省の見解とは異なる場合がありますことを付言します。

建設省中部地方建設局天竜川上流工事事務所 所長 中安正 晃

「語りつぐ天竜川」目録

- 1. 伊那谷の気象
- 2. 天竜川上流域の立地と災害
- 3. 天竜川に於ける河川計画の歩み
- 4. 総合治水の思想
- 5. 総合治水と森林と
- 6. 伊久間地先に於ける天竜川の変遷
- 7. 天竜峡で見た天竜川水位の変遷
- 8. 村境は不思議だ
- 9. 諏訪湖の富栄養化と生物群集の変遷 倉沢秀夫著
- 10. 諏訪湖の御神渡り
- 11. 理兵衛堤防
- 12. 近世 天竜川の治水 伊那郡松島村 -
- 13. 川筋の変遷 天竜川と三峰川の場合-
- 14. 伊那谷山岳部の降雨特性
- 15. 天竜川の橋
- 16. 伊東伝兵衛と伝兵衛五井
- 17. 天竜川の魚や虫たち
- 18. 天竜川のホタル
- 19. 天竜川流域の村々
- 20. 小渋川水系に生きる 一人と水と土と木と一
- 21. ものがたり 理兵衛堤防
- 22. 量地指南に見る 江戸時代中期の測量術 吉澤 孝和 著
- 23. 土木技術と生物工学 生きものを扱う技術- 亀 山 章 著
- 24. 戦国時代の天竜川
- 25. 天竜川の水運
- 26. 惣兵衛川除
- 27. 紙芝居 開墾堤防 下伊那郡豊丘村伴野 竹村浪の人著
- 28. 昭和36年伊那谷大水害の気象
- 29. 天竜川の淵伝説 『熊谷家伝記』を中心に 笹本正治著

米山 啓一著 北澤秋司著

鈴 木 徳 行 著

上條宏之著

中野秀章著 松澤 武著

今 村 真 直 著

平沢清人著

米山啓一著

下平元護著

市川脩三著

唐 沢 和 雄 著

宮崎敏孝著 日下部新一著

北原優美編

橋 爪 寿 門 著

勝野重美著

松澤 武著 中村寿人著

森岡忠一著

笹本正治著

日下部新一著

市村咸人著

奥 田 穣 著

- 30. 天竜川の源流地帯
- 31. 東天竜
- 32. 天竜河原の開発と石川除
- 33. 伊那谷は生きている
- 34. 天竜川の災害伝説
- 35. 天竜川の災害年表
- 36. 天竜川水運と榑木
- 37. 水辺の環境を守る
- 38. 諏訪湖 一氾濫の社会史一
- 39. 河川工作物と魚類の生活
- 40. 天竜川上流域の過疎問題
- 41. 資料が語る 天竜川大久保番所 42. 天竜川上流 河辺の植物と植生

三浦孝美 共著 仁科英明 共著

塩沢仁治著

松島信幸著

笹本正治著笹本正治編

村瀬典章著

桜井善雄著

北原優美著

中村一雄著山口通之著

(以上既刊)

松村義也著関岡裕明著

(発刊中)